## 尼崎市立日新中学校いじめ防止基本方針

### 1 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係し、本校においても、いつでも起こりうるものである。 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学 校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として取り組む。

いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを十分に理解し、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として、取り組む。

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、市教育委員会、地域住民その他の関係者と連携し、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 いじめの定義

この方針において「いじめ」とは、生徒に対して、本校に在籍するなど、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 詳述

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、 いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒本人の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、「いじめ対応チーム」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、 塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団 (グループ)など、当該生 徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外

見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- \* 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- \* 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- \* 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- \* ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- \* 金品をたかられる。
- \* 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- \* 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- \* パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

#### 3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験しうる。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする必要がある。

#### 4 いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

# 5 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、児童相談所(子どもセンター)その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### 6 いじめ防止等のための組織

いじめ防止等に組織的な対応をするため、「いじめ対応チーム」を編制する。複数の 教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ対応チーム」を置く。

#### 具体的対策

校長・教頭・生徒指導担当・不登校担当・養護担当・学年主任を中心として、「いじめ対応チーム」を編制する。

必要に応じて、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が加わる。

「いじめ対応チーム」は主に以下の役割を負う。

- \* 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正
- \* いじめの相談・通報の窓口
- \* いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- \* いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の中核機能
- 注: いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、この組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに全てこの組織に報告・相談する。加えて、この組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、この組織は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校が定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

# 7 いじめ防止のための取組

学校の教育活動全体を通じて、生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基盤として、生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

#### 具体的対策

(1)道徳教育の充実

各学年の発達段階に応じた系統的な計画の作成 道徳項目別担当者(複数教員)による「道徳の時間」の指導 各教科における道徳教育の視点に立った指導

(2)体験活動の充実

「トライやる・ウィーク」を含む学校行事における自発的・自主的な活動の推進 「総合的な学習の時間」における体験活動の充実

部活動・生徒会活動・課外活動におけるボランティア活動の推進

いじめを防止するため、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援、 生徒及び保護者ならびに地域住民に対するいじめを防止することの重要性に関して理 解を深めるための啓発等に取り組む。

#### 具体的対策

(1)保護者、地域住民、その他の関係者との連携についての取組

健全育成協議会の取組

オープンスクールの実施

生徒指導推進協議会での情報交換と連携 学校評議員を含む学校関係者からの意見聴取

(2)生徒の自主的活動への支援

生徒会活動の推進・支援

部活動の推進・支援

学校行事(体育大会・文化発表会・修学旅行等)への取組の推進・支援

(3) 啓発活動

教育講演会の開催

ホームページ・学校だより・学年通信等の活用

健全育成に係る啓発誌の発行

### 8 いじめの早期発見のための取組

いじめを早期に発見するため、教育相談・生徒指導体制を整え、悩みの聴き取りや 定期的な調査及び保護者からの情報交換等に取り組む。家庭、地域社会等から、いじ めについて相談しやすい関係づくりを日常的に行う。

## 具体的対策

朝の挨拶運動、休憩時間の見回り等における生徒観察及び信頼関係づくり 定期的な(6月、11月)教育相談の実施と生徒対象の事前調査 家庭訪問や懇談会(7月、12月)等での保護者との情報交換

#### 9 いじめの早期対応のための取組

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チーム等校内組織を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関連携の下で取り組む。いじめを受けた生徒を守る毅然とした指導を行うとともに、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守る。

### 具体的対策

いじめ対応チーム等による聴き取り等の早急な実態把握 関係する教職員との連携による組織的な指導 いじめを受けた生徒への支援と保護者への協力依頼 いじめを行った生徒や周囲の生徒への指導と保護者への協力依頼 教育委員会及びその他関係機関や専門機関との連携協力

### 10 インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

生徒及び保護者が、インターネットを通じて発信・送信された情報の高度の流通性、 発信者の匿名性その他の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを 防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

## 具体的対策

技術・家庭科や「総合的な学習の時間」等における情報教育での学習 「道徳の時間」を要とする道徳教育における学習 学校だよりや学年通信、あるいは、警察等関係機関との連携による啓発活動

### 11 犯罪行為と認められるいじめに対する措置

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と 連携してこれに対処し、在籍する生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる おそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

## 12 重大事態への対処

次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重 大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、校内又は市教育委員会の 下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、「事実関係を明確にするための調査」を行う。

- 一 いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する)
- 二 いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する)
- 三 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき 「事実関係を明確にするための調査」

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、その事案の調査を行う 主体や、どのような調査組織とするかの判断については、教育委員会が行い、その指 示に従う。調査を行う場合において、調査及び情報提供について必要な指導及び支援 を、教育委員会から得る。調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒 及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を 適切に提供する。

この調査は、いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。調査機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組んで行く。

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシーなど関係者の個人情報に十分配慮しつつ、適時・適切な方法で、経過報告を行うよう努める。

重大事態の発生及び調査結果については、市長に報告する。

## 13 教職員の資質の向上

教職員がいじめの防止や早期発見・早期解決できる資質・指導力を高めるため、人権感覚を磨いたり、生徒の心の叫びをささいな言動から感じ取り、共感的理解ができるカウンセリングマインドの向上を図ったりするための研修に取り組む。

#### 具体的対策

生徒指導・教育相談に関する研修を行う。

人権教育に関する研修を行う。

スクールカウンセラーを活用し、小学校と連携した研修を行う。

## 14 学校評価における留意事項

学校評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。